

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C製作所（以下「事業場」という。）において、技能職として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場から普通自動車を運転して帰宅する途中、渋滞のため停車したところ、後続の普通自動車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、直ちにD医療機関に救急搬送され、「頸部挫傷、腰部挫傷、左上腕部挫傷、外傷性腰椎椎間板ヘルニア」等と診断され、複数の医療機関に受診し、療養の結果、同年○月○日治癒（症状固定）した。

その後、請求人は、○年○月○日、E医療機関に受診し、「低髄液圧症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病を発症したのは本件災害によるものであるとして○年○月○日から○年○月○日までの間の休業給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、通勤によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件災害発生の約〇か月後に「急性ストレス反応」と診断されたことについて、本件災害に起因するものであると主張し、療養給付を求めたところ、原処分庁は業務上の事由によるものではないと判断し、請求人はこれを不服として再審査請求に至るも、当審査会は同請求を棄却している（以下「前裁決書」という。）。請求人は、今般、本件災害より約〇年〇か月経過した〇年〇月〇日以降受診したE医療機関において、本件傷病と診断されたとして、同傷病が、本件災害によるものであると主張している。
- (2) 請求人が主張の根拠とするE医療機関の診療録には、画像所見として「〇年〇月〇日のR I脳槽シンチで早期膀胱造影なし、髄液循環不全のみあり、限局性の集積もなさそう、C T脳槽造影で明らかな漏出なし、以上から画像的に低髄圧は否定的だが、症状は低髄圧の可能性もあり。」と記載されており、また、同医療機関のF医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「画像検査としてR I脳槽シンチ及びC T脳槽造影を施行したが、漏出所見なし。試験的にブラッドパッチ施行したところ著効し症状の改善を認めたことで低髄液圧症候群と診断した。」と述べ、脳脊髄液漏出症の診断確定に必要な画像所見は得られていないものの、ブラッドパッチの結果、症状の改善を認めたことを根拠に低髄液圧症候群と診断した旨意見している。
- (3) 以上のように、F医師の所見は、ブラッドパッチによって、症状の改善を認めたとの結果から本件傷病であると推定したというにとどまるものであり、むしろ客観的な画像所見においては、脳脊髄液の漏出は確認できないと明言しているものであって、当審査会としては、同所見を基に請求人が本件傷病にり患

しているとは判断できず、さらに、仮に請求人に本件傷病の症状があるとしても、前裁決書において述べたとおり、本件災害の程度は重度なものとはいえず、○年以上を経て本件傷病の起立性頭痛の症状が出るとは考えられないものと判断する。

(4) また、請求人は、疾病・外傷名欄に低髄液圧症候群と記載したF医師の○年○月○日付け身体障害者診断書・意見書及び○年○月○日付けE病院G医師作成の自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書を提出し、F医師からは髄液漏れで間違いないとの見解を得ている旨及び同症候群の症状として両眼の視力低下がある旨等を主張しているが、その主張は、脳脊髄液漏出症の診断確定をし得る新たな根拠を基にしているものとは認められず、既に上記(2)で検討したのと同じ所見等を根拠とするものにすぎないことから、本件傷病についての当審査会としての上記(3)の判断を左右しない。

(5) 以上のとおりであるから、決定書(略)理由で説示するように、請求人が主張する本件傷病は本件災害に起因するとは認められないものと判断する。

なお、請求人がD医療機関で加療を受けた頸部や腰部、左上腕部等の挫傷、外傷性腰椎椎間板ヘルニアなどの本件災害によるその他の傷病については、H医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、○年○月○日に症状固定したと意見しており、それらの傷病を理由とする休業給付の支給は認められないものである。

請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものはいだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。